

様式 4

南相馬市監査委員公表第 3 号

令和 2 年 1 月 2 7 日付け南相馬市監査委員公表第 1 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき南相馬市長から令和 2 年 2 月 2 7 日付け元財第 9 5 9 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 2 7 日

南相馬市監査委員 小 澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴 木 昌 一

監査結果に係る措置通知書

コミュニティ推進課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>ふるさと応援寄附金協働のまちづくり事業助成金について（特定非営利活動法人相馬救援隊）</p> <p>2 協働のまちづくりに関する事業（地縁団体やNPO法人等市民活動団体への支援など）については、寄附者が応援したいと思うNPO法人等を指定し、市民公益活動を支援する制度です。しかし、寄附者から指定された実績にかかわらず、公法上、寄せられた寄附金は市に帰属する収入であり、これを財源とする当該団体に対する助成事業も、法令に適合した手続により行う必要があると考えます。当該団体から申請のある助成事業の審査については、事業の公益上の必要性と適正かつ公平を確保し市民福祉向上に役立てるため、交付要綱に定める審査委員会において厳正な審議を行うなど、その事業の経済的、効率的かつ効果的な執行の確保に注意を払うよう、改善してください。</p> <p>3 本事業において、助成経費の支出年度、内容等に適正でないものがいくつか認められました。交付申請、実績報告等の審査にあたっては、寄附者から指定された実績を考慮する必要があるものの、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、交付要綱等の規定に基づく適正な手続と、よ</p>	<p>助成金の交付等の審査をより適正に行うため、令和元年度に助成金交付要綱の一部を改正し、課長職で構成していた審査会に復興企画部長を加え6人とし、審査会の会長に充てる改正を行います。</p> <p>審査会に部長職を加えることで、助成事業の審査にあたっては、事業の公益性や効果などについて、より厳正な審議を行って参ります。</p> <p>また、助成事業の申請団体に対して適正かつ効果的な事業を行うよう指導して参ります。</p> <p>交付申請の審査にあたっては、上記2により事業効果や公益性の確保に努めて参ります。</p> <p>令和元年度から例月検査の実施と遂行状況報告の提出を求め、支出状況や事業内容を確認し、改善点があれば都度指導を行っております。なお、実績報告の審査にあ</p>

り大きな事業効果の確保に留意して審査と指導を行うとともに、市民福祉向上に係る公益性の確保に配慮するよう、改善してください。

たっては、これらの審査・指導を基に、支出用途及び金額の審査を行って参ります。